

令和 6 年

第 11 回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和 6 年 11 月 25 日 午前 9 時 00 分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について（15 番山崎 輝代委員、16 番高橋 宏委員）
- 日程 3 諸般の報告：別紙のとおり
- 日程 4 第 1 号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第 2 号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程 7 第 2 号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について
- 日程 8 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程 9 第 4 号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 10 第 5 号議案 非農地通知について
- 日程 11 協議第 1 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 日程 12 その他

- 令和6年11月28日（木） 10：30～
・全国農業委員会会長代表者集会、国会議員要請
【東京都：文京シビックホール、参議院議員会館】 <会長>
- 令和6年12月3日（火）～4日（水）
・新潟県女性農業委員等研修会
【新潟市：新潟東映ホテル】 <山崎委員>
- 令和6年12月11日（水） 10：30～
・女性農業者との交流会
【小千谷市：さつまいも農カフェ きらら】
<女性農業者との交流会担当部会委員>
- 令和6年12月14日（土） 13：00～
・農林業新規就農・就業マッチングフェア
【新潟市：新潟県農業大学校】 <桑原委員>
- 令和6年12月16日（月） 15：00～
・第105回常設審議委員会
【新潟市：新潟東映ホテル】 <会長>
- 令和6年12月25日（水） 9：00～
・第12回農業委員会総会
【大和庁舎：旧議場】 <全員>

出席委員は次のとおりである。

1 番	青木	日出男	2 番	田邊	浩	3 番	樋口	隆
4 番	小幡	武重	5 番	関	昭夫	6 番	上村	哲
7 番	小林	憲一	8 番	中俣	渉	9 番	佐々木	大輔
10 番	西野	徳光	11 番	宮田	京子	12 番	荒川	敦
13 番	篠田	猛	14 番	片桐	京	15 番	山崎	輝代
16 番	高橋	宏	17 番	大平	泰弘	18 番	原澤	眞
19 番	並木	孝夫						
推 1 番	桑原	宏太	推 2 番	松田	伸児	推 3 番	飯酒盃	大祐
推 4 番	山田	利広	推 5 番	笛木	正計	推 6 番	関	佐智
推 7 番	小林	久雄	推 8 番	星野	寛雄	推 9 番	阿部	勉
			推 11 番	宮崎	実	推 12 番	林	幸次
推 13 番	小杉	進	推 14 番	片桐	健二	推 15 番	関	晃
推 16 番	島田	徳敏	推 17 番	長谷川	政一	推 18 番	勝又	信行
推 19 番	志太	要一	推 20 番	櫻井	隆	推 21 番	高村	英男
推 22 番	井口	博	推 23 番	水澤	利徳	推 24 番	牛木	友哉

欠席委員は 1 名である。

推 10 番 山岸 健一

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	関井	雅弘	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下	悠紀	農地係主事	田村 萌

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長

それでは、令和6年第11回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が19名、推進委員が23名で合計42名の出席となり、総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長

日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長

日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、15番山崎輝代委員、16番高橋宏委員にお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長

日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが、皆様方から何かありますでしょうか。16番高橋宏委員。

16番高橋委員

農地特別委員会より8月の第1回農地パトロール並びに11月の第2回農地パトロールについて報告します。

8月の第1回農地パトロールでは、市内を12地区に分け、各地区の農業委員と農地利用最適化推進委員で実施しまし

た。第1回農地パトロールの結果については、資料をご覧ください。昨年との推移で再生利用が可能な遊休農地は、農地へ再生したもの、再生困難と認定したもの、新規発生したものを差し引きし、11,822 m²となりました。また、管理不全や違反転用による文書指導は集計表のとおりです。再生利用が困難な農地として非農地判断した農地は非農地通知を発出しますが、詳細については、第5号議案にあるとおりです。

次に、11月7日に行われた第2回農地パトロールについて報告します。出席者は農地特別委員20名で、会長からも出席していただきました。

今回パトロール対象とした農地は、違反転用関係1か所、大規模転用許可地2か所、農地法第3条許可地1か所、その他1か所の農地を巡回しました。

違反転用地については、事前に改善文書を送付していましたが、改善が見られず、今後もパトロールを続け改善を呼びかけていくことを確認いたしました。大規模転用許可地については、転用の進捗状況など現状把握をしたところであり、農地法第3条で許可された農地については、農地としての利用の有無を確認するため巡回しましたが、原野のままとなっており、今後も農地としての利用を働き掛けていくことを確認しました。

その他、パトロールで巡回した農地としまして、耕作者が雑草駆除のため、ジャンボタニシを持ち込んだ田んぼの駆除の状況を確認したところでもあります。

以上、今年度の農地パトロールについての報告を終わります。

議長

ただいまの報告について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、農地委員長、ありがとうございました。他にございますでしょうか。11 番宮田京子委員。

11 番宮田委員

10月28日に富山県で行われた北信越ブロック女性の農業委員の研修会に参加してまいりました。

議長

11 時 30 分から開催されまして、午前中は農業を取り巻く農業委員会組織をめぐる情勢についての報告を受けました。

昼食時には、テーブルごとに親睦を深めるように話をしながら、昼食を取りました。

午後からは「思いをカタチに出来る座談会の開き方」ということで、全国農業会議所の澤畑様から会議の話、手順などをワークショップ方式で講習を受けまして、実用的というか、大変参考になる講習をしていただきました。

以上です。

ただいまの報告について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、宮田委員、ありがとうございました。

他にございますでしょうか。無いようでしたら、諸般の報告は終了させていただきます。

日程 4 第 1 号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程 4 第 1 号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第 1 号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3 ページをご覧ください。前回総会以降 5 件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約通知について
5 ページをご覧ください。こちらは 179 件です。

皆様も事前にご覧になっていただいてご存じであるかと思われませんが、今月は解約の件数が非常に多くなっております。内容につきましては、ほとんどが農用地利用集積計画を

継続させるために既存の契約をいったん解約するというものであり、ほぼ全ての解約において、後ほど利用権の設定があがってくることになります。

つきましては、同一内容での解約が多いため、簡略して説明させていただきたいと思います。

1 番から 11 番までは、契約内容見直しのための解約です。

12 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

13 番から 24 番までは、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

25 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど 3 条申請があがってきます。

26 番、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

27 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

28 番から 42 番までは、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

43 番、所有者の都合による解約です。

44 番から 50 番までは、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

51 番、農地を売買するための解約です。

52 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

53 番から 69 番までは、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

70 番、第三者との売買のための解約です。後ほど 3 条申請があがってきます。

71 番、72 番は契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

73 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

74 番、契約内容見直しのための解約、うち一部が借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

75 番、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の

設定があがってきます。

76 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

77 番から 117 番までは、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

118 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

119 番から 121 番までは、同じ借受人の方の案件です。いずれも借受人の都合による解約です。

122 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

123 番、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

124 番、借受人の都合による解約です。

125 番、農地を売買するための解約です。

126 番から 132 番までは、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

133 番、第三者との貸借契約のための解約です。8 筆のうち 5 筆について、後ほど利用権の設定があがってきます。

134 番から 136 番までは、契約内容見直しのための解約です。134 番、135 番については、後ほど全筆についての利用権の設定が、136 番については、9 筆のうち 8 筆については利用権の設定が、残り 1 筆に関しては自作することです。

137 番、138 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

139 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

140 番、借受人死亡のための解約です。7 筆のうち 5 筆について、後ほど利用権の設定があがってきます。

141 番、借受人の都合による解約です。

142 番、借受人の都合による解約です。

143 番から 146 番までは、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

147 番、148 番は同じ借受人の方の解約です。いずれも第三者との貸借契約のための解約で、147 番については、後ほ

ど利用権の設定があがってきます。

149 番から 151 番までは、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

152 番、借受人の都合による解約です。

153 番、借受人の都合による解約です。

154 番、借受人の都合による解約です。

155 番、第三者との売買のための解約です。

156 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

157 番から 160 番までは、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

161 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

162 番から 178 番までは、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

179 番、所有者の都合による解約です。

(3) 使用貸借の解約について

48 ページをご覧ください。今月は 5 件です。

1 番、浦佐、芹田、一村尾、九日町の田 10 筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

2 番、大崎の畑 1 筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

3 番、柳古新田の畑 1 筆、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

4 番、海士ケ島新田の登記畑、現況田、1 筆、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

5 番、欠之上の田 8 筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

(4) 農地法の適用を受けない事実確認について

51 ページをご覧ください。こちらは 6 件です。

1 番、一村尾の登記畑、現況山林、2 筆、198 m²です。資料は 1 ～ 2 ページをご覧ください。こちらは山間地にあり、

条件が不利であるため耕作ができず、耕作放棄地化した土地です。

申請者が南魚沼地域振興局農林振興部長名での申請となっておりますが、こちらは予防治山事業施行のために保安林指定が必要ということで、申請者が土地の所有者の同意を得て申請したということであります。

現地は志太委員より確認いただき、10月9日に証明書を発行しております。

2番、余川の登記田、現況雑種地1筆、34㎡です。資料については3～4ページをご覧ください。こちらは非農地に囲まれた狭隘な土地であり、耕作に適さず、耕作放棄地化したとのことです。農地でなくなったのは昭和の頃とのことです。詳細な時期については不明です。

現地は牛木委員より確認いただき、10月10日に証明書を発行しております。

3番、大木六の登記田、現況原野1筆、18㎡です。資料については5～6ページをご覧ください。こちらは第三者の土地に囲まれた進入路の無い狭隘な土地であり、耕作に適さず、耕作放棄地化した土地です。農地でなくなったのは令和元年ごろとのことです。

現地は荒川委員より確認いただき、10月16日に証明書を発行しております。

4番、島新田の登記田、現況宅地1筆、645㎡です。資料は7～8ページをご覧ください。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地です。

現地は原澤委員より確認いただき、10月21日に証明書を発行しております。

5番、小栗山の登記畑、現況原野2筆、524㎡です。資料は9～10ページをご覧ください。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地です。

現地は牛木委員より確認いただき、10月30日に証明書を発行しております。

6番、湯谷の登記畑、現況宅地2筆、274㎡です。資料は11～12ページをご覧ください。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地です。

現地は高橋委員より確認いただき、10月30日に証明書を

	発行しております。 第1号報告につきましては、以上です。
議 長	ただいまの報告について質疑を行います。推進委員 23 番水澤委員。
推 23 番水澤委員	賃貸借の解約の 51 番案件についてですが、相続財産という状態の中で、売買のために契約を解除するとのことでしたが、もう少し詳しく説明をいただけますでしょうか。
議 長	一之谷係長。
一之谷係長	説明が足りず、申し訳ございません。 こちらの案件について、すでに所有者の方は亡くなっており、法定相続人の方は全員相続放棄をされました。また、この方の所有農地には抵当権がついておりまして、その債権者の方からの申し立てにより、相続財産清算人が選任されております。 つきましては、この解約は相続財産清算人の合意によって行われたものであり、また、この状態だからといって売買が絶対にできないというものでもありません。
議 長	水澤委員、よろしいでしょうか。 他にございますでしょうか。 (質問、意見なし) 無いようですので、第1号報告を終了させていただきます。
	日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
議 長	日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。 一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

53 ページをご覧ください。今月は4件です。

1 番、雲洞の田1筆、453 m²です。経営規模を縮小したいということで、売買でのあっせんを申し出たものです。10月29日に関昭夫委員、阿部委員をあっせん委員として指名しております。

2 番、長崎の田1筆、420 m²です。耕作地を整理し、経営規模を縮小したいということで、売買でのあっせんを申し出たものです。10月29日に阿部委員、長谷川委員をあっせん委員として指名しております。

3 番、吉里の田5筆、3,505 m²、離農のため売買でのあっせんを申し出たものです。11月6日に片桐委員、笛木委員をあっせん委員として指名しております。

4 番、大里の田1筆、2,805 m²、財産処分のために売買でのあっせんを申し出たものです。11月6日に荒川委員、高村委員をあっせん委員として指名しております。

第2号報告につきましては、以上です。

議 長

ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、第2号報告を終了させていただきます。

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
一之谷係長。

一之谷係長

(第1号議案朗読)

55 ページをご覧ください。こちらは19件です。

121 番、大桑原の田1筆、538 m²、売買による所有権移転

で、対価は㎡あたり 822 円です。申請理由は借入地の取得のためです。こちらは譲受人の方が現在借り受けて耕作されている農地ということで、引き続き耕作するためにこの農地を買い受けるというものです。

譲受人は認定農業者であり、機械の所有状況や農業の経験、農作業の従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

122 番、穴地新田の田 1 筆、782 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 256 円です。こちらは、所有者の方が財産処分したいということで、近隣に住む譲受人の方が土地を取得したいというものです。

譲受人は認定農業者であり、農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

123 番、岡の登記田、現況畑 2 筆、382 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 105 円です。

譲受人は認定農業者であり、農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の経験年数や従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

124 番、125 番は同じ譲受人の案件です。関連がありますので、一括して説明させていただきます。

124 番、下薬師堂の田 1 筆、1,024 ㎡です。

125 番、下薬師堂の田 1 筆、860 ㎡です。

いずれも売買による所有権移転で、対価については、124 番が㎡あたり 400 円、125 番が㎡あたり 407 円です。これらの農地については、いずれも譲受人の自己所有地と相分けになっており、現在借り受けて耕作されていることから、このたびこの 2 筆を購入したいというものです。

譲受人の方は認定農業者であり、農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の経験年数や従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

126 番、中川の田 2 筆、5,033 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 40 円です。非常に安い価格ですが、譲渡人の財産処分の意向が強いため、この価格とのことです。

譲受人は認定農業者たる農地所有適格法人であり、農地の経営状況や機械の所有状況、役員の農業従事者の状況から、農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

127 番、美佐島の田と畑 7 筆、2,265 m²、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 155 円です。こちらは、所有者に財産処分の意向があるのですが、隣接地を耕作する譲受人が取得し耕作したいということで申請があがったものです。

譲受人の方の経営農地は少ないのですが、これらの農地を利用して水稻と自家消費用の野菜を作付けしたいということで、営農計画書の提出を受けております。

128 番、余川の田 4 筆、1,057 m²、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 1,200 円です。これらの農地につきましては、譲受人の所有農地と隣接する農地で、耕作の利便性を図るため購入したいということで申請があがったものです。

譲受人の方の農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の経験年数や従事状況から農地を効率的に耕作することが見込まれますので、許可相当であると考えております。

129 番、大月の畑 1 筆、142 m²、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 352 円です。

譲受人には経営農地が無く、新規就農ということになるのですが、親御さんから営農指導と機械の貸付けを受け、ブドウ畑として利用したいということで、営農計画書の提出を受けております。

譲受人本人につきましても、農業の経験があるということで、必要な農作業には常時従事するということから、農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

130 番、樺野沢の田 1 筆、948 m²、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 422 円です。この申請地は譲受人の自宅に隣接する農地です。譲受人の方の経営面積は少ないですが、農地は全て耕作されており、農業の経験もあるということです。また、機械については、一部親戚から借り受けて耕作するというので、営農計画書の提出を受けております。

営農計画書等から農作業に常時従事すると考えられますので、許可相当であると考えております。

131 番、舞子の田 3 筆、7,022 m²、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 378 円です。これらの農地は譲受人の方が現在借り受けて耕作されておりますので、申請理由といたしましては、借入地の取得のためです。

譲受人は認定農業者であり、機械の所有状況や農作業の経験年数、従事状況から農地を効率的に耕作されることが見込まれますので、許可相当であると考えております。

なお、従事状況について補足いたしますと、譲受人は市外に住所がありますが、週 4 回は市内で農作業をされているということで、必要な農作業には従事するものと考えております。

132 番、君沢の田 4 筆、3,466 m²、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 115 円です。こちらは所有者の方の財産処分の意向を受け、近隣を耕作する譲受人が経営規模拡大のため農地を購入したいということで、申請があがったものです。

譲受人は認定農業者であり、機械の所有状況や農作業の経験年数、従事状況から、農地を効率的に耕作されることが見込まれますので、許可相当であると考えております。

133 番、君沢の田 1 筆、2.35 m²です。売買による所有権移転で、対価は m²あたり 1,015 円です。こちらは譲受人の自己所有地の中にある農地であり、ごく小面積の農地を一体的に利用するため購入したいというものです。

譲受人の経営状況や農作業の従事状況から、農地を効率的に耕作されることが見込まれますので、許可相当であると考えております。

134 番、四十日の田 1 筆、137 m²、贈与による所有権移転です。こちらの農地は長年譲受人の方が管理されてきた農地です。地目は田となっているのですが、今後は畑として利用していきたいということです。また、譲受人の方には経営農地が無く、新規就農ということになるのですが、畑として自家消費野菜を作付けしたいということで、営農計画書の提出を受けております。

必要な農作業には常時従事することが見込まれますので、許可相当であると考えております。

135 番、岩崎の畑 1 筆、1,411 m²、贈与による所有権移転で

す。こちらは譲受人の自宅の近くにある農地です。

譲受人の方の農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の従事状況から効率的に耕作されることが見込まれますので、許可相当であると考えております。

136 番、一村尾の田 6 筆 3,990 m²、10 年間の賃借権設定で、対価は全部で 240kg です。こちらは今まで耕作されていた方が耕作できなくなったということで、新たに譲受人が耕作したいということでの申請です。

譲受人の方の経営状況や、機械の所有状況、農作業の経験年数等を勘案しますと、農地を効率的に耕作されることが見込まれますので、許可相当であると考えております。

137 番、小栗山の田 4 筆、2,069 m²、10 年間の賃借権設定で、対価は 10 a あたり 1 俵です。こちらは高齢のため耕作ができないということで、新たに譲受人が耕作したいということでの申請です。

譲受人の方の経営状況や機械の所有状況、農作業の経験年数や従事状況から農地を効率的に耕作されることが見込まれますので、許可相当であると考えております。

138 番、名木沢の畑 1 筆、356 m²、10 年間の使用貸借権の設定です。申請理由は農業者年金受給のための使用貸借権の設定のためとのことです。こちらの農地には、もともと後継者への使用貸借権が設定されていたのですが、その方が亡くなられてしまい、改めて配偶者に使用貸借権の設定をするというものです。

譲受人の方の農作業歴や機械の所有状況、農作業の従事状況から許可相当であると考えております。

139 番、田崎の田 1 筆、2,869 m²、5 年間の使用貸借権の設定です。こちらの農地は砂利採取のために一時転用されていたのですが、完了により農地が所有者に返還されており、農業者年金受給のために再度後継者に使用貸借権を設定するというものであります。

譲受人の農作業歴や機械の所有状況、農作業への従事状況から農地を効率的に耕作されることが見込まれますので、許可相当であると考えております。

第 1 号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案
農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案は原案のとおり承認されました。

**日程7 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画
変更承認申請について**

議 長

日程7 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画
変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を
求めます。宮下主事。

宮下主事

(第2号議案朗読)

60 ページをご覧ください。

6 番、西泉田の登記田、現況雑種地2筆、合計1,376 m²、
平成3年1月28日付で農地法第5条の許可を受けた案件で
す。資料は13～15 ページをご覧ください。内容は農地法第
5条 58 番案件と関連しております。

当初計画者は一般住宅及び共同住宅建築のため許可を受
け、所有権移転、擁壁の建設及び造成まで行ったものの、バ
ブル崩壊で先行きが不透明となり、事業計画を断念せざるを
得なくなったということです。事業計画変更の内容としまし
ては、承継者は、既存店舗の近隣にある申請地に新規に店舗
を出店することで、相乗効果及び収入の安定を図るためパン

議 長

屋の建設が必要になったことから事業計画変更申請をするというものです。

この農地につきましては、水管下水管の埋設された道路の沿道であり、おおむね 500m以内に 2つ以上の公共的施設があるため、第 3 種農地です。当初計画者は、一般住宅及び共同住宅を建築するため許可を受けましたが、バブル崩壊で先行きが不透明になり、事業計画を断念せざるを得なくなったこと、承継者は既存店舗の近隣にある申請地に新規に店舗を出店することで、相乗効果及び収入の安定を図るためパン屋の建設をするということから、事業計画変更の必要性は妥当なものと考えております。

また、こちらの案件では新たに土地所有者から承継者への所有権移転も発生しますので、関連として農地法第 5 条の申請があがってきます。

第 2 号議案については以上です。

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 2 号議案農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 2 号議案については原案のとおり決定されました。

日程 8 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 長

日程 8 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第 3 号議案朗読)

62 ページをご覧ください。こちらは 3 件です。

57 番、長森の田 2 筆、合計 183 m²、使用貸借権の設定で、転用目的は農家住宅建築のためです。資料は 16～18 ページをご覧ください。

申請の内容ですが、農家住宅の改築にあたり、申請地を宅地として利用したいということで、譲受人、譲渡人が共同事業者となっている案件です。また、申請地は昭和 51 年に土地改良事業実施のため分筆が行われ、耕作に適さない土地となったため、当時の土地所有者であった祖父が耕作をやめており、平成 17 年に譲受人が農家住宅を改築する際に、この土地を農地と認識しておらず、宅地として利用してしまったということで、始末書を提出していただいております。

こちらの農地については、1 種、3 種農地以外で生産性の低い第 2 種農地ではありますが、集落に接続した農地を農家住宅に使用するものであり、農家住宅適正面積の目安以上の規模ではありますが、利用計画図から計画面積が適当であるため、許可相当であると考えております。

58 番の案件は先ほどの第 2 号議案と関連しております。西泉田の登記田、現況雑種地 2 筆、合計 1,376 m²、売買による所有権移転で、転用目的はパン店建築敷地のためです。資料は 13～15 ページをご覧ください。

申請の内容ですが、譲受人は、既存店舗の近隣に新規にパン屋を出店することで、相乗効果が見込めるということ、収入の安定が図れるということから、パン屋建築敷地として利用したいということであります。

こちらの農地については、水管下水管の埋設された道路の沿道であり、おおむね 500m 以内に 2 つ以上の公共的施設があるため、第 3 種農地です。利用計画図から計画面積は適当であり、原則許可ということになります。

59 番、上野の田 2 筆、合計 1,873 m²、売買による所有権移転で、転用目的は座禅堂（境内地）のためです。

議 長

申請の内容ですが、譲受人が座禅堂及び現在不足している駐車スペースとして申請地を利用したいということであり
ます。

こちらの農地については、1種、3種農地以外で生産性の低い第2種農地ではありますが、第2種農地を座禅堂(境内地)に使用することであり、利用計画図等から計画面積が適当であるため、許可相当であると考えております。

第3号議案については以上です。

関係委員がいらっしゃいます。農業委員 10 番西野徳光委員の除斥を求めます。

(10 番西野委員退席)

62 ページ 57 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。62 ページ 57 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、57 番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(西野委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり承認されました。

日程9 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について

議長

日程9 第4号議案 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第4号議案朗読)

64ページをご覧ください。こちらは234件です。

711番は所有権移転です。五郎丸の田11筆、8,878㎡、対価は㎡あたり700円です。譲渡人は市外に住居がありまして、農地を処分したいという意向があったのですが、今回地元の認定農業者である譲受人とのあっせんが成立したことにより、申請するものです。

712番、713番は同じ譲受人による所有権移転ですので、一括して説明させていただきます。

712番、長崎の田1筆、1,224㎡、対価は㎡あたり151円です。

713番、長崎の田1筆、741㎡、対価は㎡あたり135円です。

これらの農地はそれぞれ相分けの農地でして、そちらを処分していきたいということで、あっせんを申し出ていた農地なのですが、隣接地を耕作している認定農業者である譲受人

とのあっせんが成立したため、申請するものです。

714 番は所有権移転です。長崎の田 1 筆、1,869 m²、対価は m²あたり 133 円です。こちらの案件については、先ほどの案件と同様に、財産処分のためにあっせんを申し出ていた農地なのですが、近隣を耕作する方が譲り受けるということであっせんが成立したものです。

711 番から 714 番までの案件については、それぞれ資料がありますので、ご確認をお願いいたします。

715 番から 920 番までは新規の賃借権の設定です。量が多いので、賃料についてのみ説明いたします。

715 番から 717 番までは同じ借受人の方の案件で、対価はいずれも 10 a あたり 90kg です。

718 番から 723 番までは同じ借受人の方の案件で、対価は 718 番から 721 番と 723 番が 10 a あたり 75kg、722 番が 10 a あたり 25,000 円です。

724 番、10 a あたり 90kg です。

725 番、726 番は同じ借受人の方の案件で、対価は 10 a あたり 60kg です。

727 番、10 a あたり 23,000 円です。

728 番から 737 番までは同じ借受人の方の案件で、対価は 728 番と 731 番から 735 番が 10 a あたり 26,250 円、729 番から 730 番と 736 番が 10 a あたり 18,000 円です。

738 番、10 a あたり 60kg です。

739 番、10 a あたり 60kg です。

740 番、10 a あたり 20,000 円です。

741 番、10 a あたり 60kg です。

742 番から 748 番までは同じ借受人の方の案件で、対価は、742 番と 743 番が総額 5,000 円、744 番が総額 10,000 円、745 番が総額 59,000 円、746 番が全部で 3.5 俵、747 番が総額 20,000 円、748 番が全部で 3 俵です。

749 番、10 a あたり 75kg です。

750 番、10 a あたり 60kg です。

751 番、10 a あたり 90kg です。

752 番、10 a あたり 75kg です。

753 番、754 番は同じ借受人の方の案件で、対価はいずれも 10 a あたり 72kg です。

755 番、10 a あたり 25,500 円です。

756 番、757 番は同じ借受人の方の案件で、対価は 756 番が 90kg、757 番が 25,500 円です。

758 番、10 a あたり 90kg です。

759 番、10 a あたり 60kg です。

760 番、761 番は同じ借受人の方の案件で、対価はいずれも 10 a あたり 72kg です。

762 番、10 a あたり 27,000 円です。

763 番から 765 番までは同じ借受人の方の案件で、対価はいずれも 10 a あたり 75kg です。

766 番、767 番は同じ借受人の方の案件で、対価はいずれも 10 a あたり 90kg です。

768 番から 771 番までは同じ借受人の方の案件で、対価は 768 番が総額 66,000 円、769 番が全部で 5 俵、770 番が 10 a あたり 10,000 円、771 番が 10 a あたり 60kg です。

772 番、10 a あたり 90kg です。

773 番、774 番は同じ借受人の方の案件で、対価はいずれも 10 a あたり 60kg です。

775 番、776 番は同じ借受人の方の案件で、対価はいずれも 10 a あたり 60kg です。

777 番、10 a あたり 30kg です。

778 番から 795 番までは同じ借受人の方の案件です。

778 番、全部で 7 俵です。

779 番、全部で 1.5 俵です。

780 番、全部で 4 俵です。

781 番、全部で 3.5 俵です。

782 番、全部で 3 俵です。

783 番、全部で 1 俵です。

784 番、全部で 2 俵です。

785 番、全部で 30kg です。

786 番、全部で 3.5 俵です。

787 番、全部で 4.5 俵です。

788 番、全部で 7 俵です。

789 番、全部で 3.5 俵です。

790 番、全部で 5.5 俵です。

791 番、全部で 8 俵です。

792 番、全部で 5 俵です。

793 番、全部で 2.75 俵です。

794 番、全部で 4 俵です。

795 番、全部で 2 俵です。

796 番、10 a あたり 90kg です。

797 番、10 a あたり 60kg です。

798 番、10 a あたり 60kg です。

799 番、全部で 9 俵です。

800 番、801 番は同じ借受人の方の案件で、対価はいずれも 10 a あたり 90kg です。

802 番、803 番は同じ借受人の方の案件で、対価は 802 番が 10 a あたり 68kg、803 番が 10 a あたり 60kg です。

804 番から 806 番は同じ借受人の方の案件で、対価は 804 番、805 番が 10 a あたり 72kg で、806 番が 10 a あたり 60kg です。

807 番、10 a あたり 60kg です。

808 番、10 a あたり 72kg です。

809 番、10 a あたり 60kg です。

810 番、10 a あたり 90kg です。

811 番、10 a あたり 2 俵です。

812 番、10 a あたり 90kg です。

813 番、10 a あたり 90kg です。

814 番、10 a あたり 60kg です。

815 番、10 a あたり 60kg です。

816 番、10 a あたり 60kg です。

817 番、818 番は同じ借受人の方の案件です。対価は 817 番が 10 a あたり 35,000 円、818 番が 10 a あたり 2.5 俵です。

819 番から 824 番までは同じ借受人の方の案件で、対価は 819 番から 822 番、824 番が 10 a あたり 60kg、823 番が 10 a あたり 48kg です。

825 番から 827 番までは同じ借受人の方の案件で、対価はいずれも 10 a あたり 60kg です。

828 番、10 a あたり 10,000 円です。

829 番、10 a あたり 2 俵です。

830 番、10 a あたり 60kg です。

831 番、10 a あたり 22,000 円です。

832 番から 854 番までは同じ借受人の方の案件で、対価はいずれも 10 a あたり 60kg です。

855 番、856 番は同じ借受人の方の案件で、対価はいずれも 10 a あたり 60kg です。

857 番、10 a あたり 78kg です。

858 番、10 a あたり 90kg です。

859 番、10 a あたり 60kg です。

860 番、10 a あたり 90kg です。

861 番から 863 番までは同じ借受人の方の案件で、10 a あたり 90kg です。

864 番、10 a あたり 60kg です。

865 番から 871 番までは同じ借受人の方の案件で、対価はいずれも 10 a あたり 80kg です。

872 番、10 a あたり 60kg です。

873 番、10 a あたり 60kg です。

874 番、875 番は同じ借受人の方の案件で、対価は 10 a あたり 80kg です。

876 番、10 a あたり 60kg です。

877 番、10 a あたり 30kg です。

878 番、879 番は同じ借受人の方の案件で、対価はいずれも 10 a あたり 75kg です。

880 番、10 a あたり 90kg です。

881 番、882 番は同じ借受人の方の案件で、対価はいずれも 10 a あたり 20,000 円です。

883 番、884 番は同じ借受人の方の案件で、対価はいずれも 10 a あたり 60kg です。

885 番、886 番は同じ借受人の方の案件で、対価はいずれも 10 a あたり 70kg です。

887 番、10 a あたり 60kg です。

888 番、全部で 2.5 俵です。

889 番、10 a あたり 90kg です。

890 番、10 a あたり 90kg です。

891 番、10 a あたり 60kg です。

892 番、10 a あたり 60kg です。

893 番、10 a あたり 60kg です。

894 番から 897 番は同じ借受人の方の案件で、対価は 894

議 長

番が 10 a あたり 15,000 円で、895 番から 897 番までが 10 a あたり 60kg です。

898 番、899 番は同じ借受人の方の案件で、対価はいずれも 10 a あたり 60kg です。

900 番から 920 番までは同じ借受人の方の案件で、対価はいずれも 10 a あたり 20,000 円です。

921 番は使用貸借権の設定です。使用貸借権の設定ですので、対価はありません。

922 番から 943 番までは賃借権の再設定、944 番は使用貸借権の再設定ですので、説明を省略させていただきます。

第 4 号議案については以上です。

関係委員がいらっしゃいます。推進委員 15 番関晃委員の除斥を求めます。

(推 15 番関委員退席)

67 ページ 727 番案件、76～77 ページ 762 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。67 ページ 727 番案件、76～77 ページ 762 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、727 番、762 番案件については原案のとおり承認されました。関委員の除斥を解きます。

(関委員着席)

続いて、農業委員 3 番樋口隆委員の除斥を求めます。

(3 番樋口委員退席)

70 ページ 738 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。70 ページ 738 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、738 番案件については原案のとおり承認されました。樋口委員の除斥を解きます。

(樋口委員着席)

続いて、推進委員 3 番飯酒盃大祐委員の除斥を求めます。

(推 3 番飯酒盃委員退席)

111 ページ 893 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。111 ページ 893 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、893 番案件は原案のとおり承認されました。飯酒盃委員の除斥を解きます。

(飯酒盃委員着席)

続いて、農業委員 1 番青木日出男委員の除斥を求めます。

(1 番青木委員退席)

112 ページ 898 番、899 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。112 ページ 898 番、899 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、898 番、899 番案件は原案のとおり承認されました。青木委員の除斥を解きます。

(青木委員着席)

続いて、農業委員 5 番関昭夫委員の除斥を求めます。

(5 番関委員退席)

113 ページ 902 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。113 ページ 902 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、902 番案件は原案のとおり承認されました。関委員の除斥を解きます。

(関委員着席)

続いて、推進委員 24 番牛木友哉委員の除斥を求めます。

(推 24 番牛木委員退席)

120～121 ページ 925～927 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。120～121 ペ

ージ 925～927 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、925 番、926 番、927 番案件については原案のとおり承認されました。牛木委員の除斥を解きます。

(牛木委員着席)

続いて、推進委員 14 番片桐健二委員の除斥を求めます。

(推 14 番片桐委員退席)

122 ページ 933 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。122 ページ 933 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、933 番案件については原案のとおり承認されました。片桐委員の除斥を解きます。

(片桐委員着席)

続いて、農業委員 8 番中俣渉委員の除斥を求めます。

(8 番中俣委員退席)

124 ページ 944 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。124 ページ 944 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、944 番案件は原案のとおり承認されました。中俣委員の除斥を解きます。

(中俣委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 4 号議案 農用地利用集積計画 (案)

については原案のとおり承認されました。

日程 10 第 5 号議案 非農地通知について

議 長

日程 10 第 5 号議案 非農地通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第 5 号議案朗読)

126 ページをご覧ください。130 ページまで表が載っておりますが、こちらに記載された農地は、今年 8 月の第 1 回農地パトロールにおいて、農地台帳上に農地として記載されているものの、耕作放棄により現地が山林・原野化しているということで、農地としての再生利用が見込めないと判断していただいた土地です。今回につきましては、これらの農地が農地法第 2 条第 1 項に規定する耕作に供するための土地ではなくなっていることを皆様から議決をいただくことになります。

議決をいただきますと、この表にある農地全てが農地台帳から除外され、あわせて、所有者の方には農業委員会が保有する農地台帳からこちらの農地を除外しましたということで、非農地通知というものを農業委員会から送付いたします。文書の中には地目の変更登記を促す文面を入れて発送いたしますので、所有者の方から現状にあった地目への変更登記を行っていただくというのが一連の流れとなります。

第 5 号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 5 号議案 非農地通知については原案のとおり承認することにご異議ござ

	いませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認め、第 5 号議案は原案のとおり承認されました。
議 長	暫時休憩いたします。 (10 時 30 分休憩)
議 長	休憩前に引き続き、議事再開いたします。 (11 時 15 分再開)
	日程 11 協議第 1 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
議 長	日程 11 協議第 1 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。
一之谷係長	(協議第 1 号朗読) 132 ページをご覧ください。 南魚沼市長より、令和 6 年 11 月 12 日付で中間管理機構を仲介した貸借について、意見聴取の依頼が届いております。こちらについては、農林公社に書類を送付する前に農業委員会の意見を聞くことになっておりまして、そこで意見があった場合には、意見付きということで農林課に送付します。 内容ですが、既存の中間管理機構を仲介した契約について、耕作者を変更するというものです。耕作者の変更のみでその他の変更はありません。133 ページをご覧くださいと、利用権を移転する者の欄には今までの耕作者が、利用権の移転を受ける者の欄には今後耕作される方の名前が入っております。 協議第 1 号については以上です。
議 長	関係委員がいらっしゃいます。農業委員 18 番原澤眞委員

の除斥を求めます。

(18 番原澤委員退席)

ただいまの説明について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第1号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号は原案のとおり承認されました。原澤委員の除斥を解きます。

(原澤委員着席)

日程 12 その他

議 長

日程 12 その他についてですが、何かございますでしょうか。農業委員 13 番篠田委員。

13 番篠田委員

幹事会からの報告です。
・管外視察研修の精算について
以上です。

議 長

ただいまの報告について、質問や意見はございますでしょうか。

(質問、意見なし)

	無いようですので、篠田幹事長、ありがとうございました。 他にございますでしょうか。農業委員 8 番中俣渉委員。
8 番中俣委員	休憩中に行われた認定農業者との意見交換会担当者会議の内容について報告いたします。 前回の総会でも報告しましたが、日程は令和 7 年 2 月 25 日です。時間は受付が 14 時からで、開会が 14 時 30 分からという予定で決定させていただきました。 会場はふれ愛支援センターの多目的ホールで、内容としては農地中間管理事業や地域計画について、新潟県農林公社農政部次長の滝澤様より講話をお願いすることになっております。 この意見交換会終了後、懇親会も予定しておりまして、詳細については 12 月総会の際に報告させていただきます。 農業委員や推進委員の皆様から出席その他協力をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、質問や意見はございますでしょうか。 (質問、意見なし) 無いようですので、中俣委員、ありがとうございました。 他にございますでしょうか。農業委員 11 番宮田委員。
11 番宮田委員	休憩中に女性農業者との交流会担当者会議を開催しました。今年の交流会はいよいよ期日が近づいてまいりまして、現時点で 11 名の参加者を受け付けております。 塩沢公民館から順次バスに乗車いただきます。小千谷で新谷梨恵子様から講演をいただきまして、サツマイモ料理をごちそうになったのちに懇親交流会、14 時ごろには現地を出発しまして、最後の降車地の塩沢公民館には 15 時半ごろ到着の予定です。 以上です。

議長

ただいまの報告について質問、意見はございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、宮田委員、ありがとうございました。
他にございますでしょうか。農業委員4番小幡武重委員。

4番小幡委員

J Aみなみ魚沼における今年の米の集荷の状況について報告いたします。

まず、10月末現在における集荷が16万4,626俵、出荷契約量が18万9,388俵で、比率としては86.9%です。参考に前年度の集荷の実績が16万5,257俵ですので、若干落ちますけれどもほぼ昨年どおり、という状況です。

気になるこれらの等級ですが、予想を含めて全体として1等米が81.4%、2等米が17.1%でした。ちなみに昨年度は1等米が4.1%、2等米が83.9%ということで、品質的には非常に改善された結果となりました。

以上、報告を終わります。

議長

ただいまの説明について、質問、意見はございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、小幡委員、ありがとうございました。
他にございますでしょうか。一之谷係長。

一之谷係長

今月の議案にもありました、農用地利用集積計画をいったん解約し、契約を結び直すという手続について、私のほうから皆様方にお知らせしたい点がございます。

来年3月で農用地利用集積計画が完全に廃止されるということについては皆様方もご存じかとは思いますが。

ただし、来年の3月の総会までに審議されて可決されたものについては、契約期限が切れるまで有効ですので、中間管

理機構をなるべく利用せず農用地利用集積計画の貸し借りを続けたいという農家さんにつきましては、今の契約をいったん合意解約して、現時点での日付から 20 年以内の年数を設定して契約を結んでいただくというような方法で対応していただいております。

この方法ですと、契約の開始日が新たな日付になるのですが、現時点で有効な契約のうち、契約開始日を変更せず契約の終了日のみ先に延ばすことも可能であるということが農林公社と農業会議に問い合わせた結果確認されました。つまり、当初の契約の開始日から 20 年の範囲内で契約終了日の延長をすることが可能だということになります。

この方法をとると合意解約が不要となり、変更協議書を 1 枚提出していただくだけで手続が終了しますし、有効である農用地利用集積計画の変更ですので、農業委員会での審議も必要ないという点が大きな特徴となります。また、期限の延長については、農用地利用集積計画が完全に廃止される来年の 4 月以降でも契約の有効期間内であれば延長は可能です。

ただ、気を付けていただきたいのは、契約の終了日が過ぎてしまった場合には延長申請ができませんので、新規の申請をしていただく必要があります。加えて、この申請でできるのは終了日の変更のみです。耕作地を 1 筆増やしたいとか、あるいは耕作者を変更したいというような場合ですと、この延長の手続ではできませんので、新たな申請をしていただくことになります。

この件について、詳しい話が聞きたいということであれば、お手数ですが事務局までまたお越しいただければ、私のほうから説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長

ただいまの報告について、質問はございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、一之谷係長、ありがとうございました。
他にございますでしょうか。無いようでしたら、私から皆さん方にお諮りしたいことがあります。

実は前回の常設審議委員会にて、収入保険についての説明があったのですが、県内において、収入保険加入者の保険料を補助する事業がある市町村が令和５年度は８市町村だったのに対し、令和６年度に関しては１４市町村に増えたのだそうです。補助事業は一律のものではありませんので、市町村ごとに取り扱いや補助額も違いますし、毎年の補助ではなく１年きりの補助ではあります。ただ、そういった補助事業があるだけで、今までは保険料が高いからと加入をためらっていた人たちの加入のきっかけとなり、自力で自分の収入減少を補填できるようになるのではないかと期待しております。ですから、もし皆様から同意をいただけたら、農業委員会として、市長に収入保険の補助事業検討の申し入れをしたいと考えております。また、この収入保険の話が議決された場合、これは農業委員だけでなく推進委員も含めた全員の総意として申し入れをしたいと思います。

それでは、農業委員会として、市長に対し収入保険の補助事業を申し入れることに関して質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。農業委員会として、市長に対し収入保険の補助事業を申し入れることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

無いようですので、実際にやっていただけるかどうかは別として、私の方で文面を考え、申し入れをさせていただきたいと思います。

他にございますでしょうか。農業委員 14 番片桐京委員。

14 番片桐委員

ここでお伺いしていいのかはわからないのですが、お聞か

してください。

11月12日の上越の研修会や11月21日の農業委員会大会でも、地域計画について色々話がされていましたが、南魚沼市の地域計画や付随する目標地図作りに関しては今どのような進捗状況になっているのでしょうか。前に聞いた話ですと、国の方針でこの年度末までに地図や地域計画を作りなさいということだったのですが、現段階での案を農業委員に示していただくことはできるのでしょうか。

議長

一之谷係長。

一之谷係長

地域計画策定における農業委員会の役割は目標地図の作成なのですが、これについては、6月に各地区で地域計画の説明会をしたときにお示した3点の地図、意向調査の結果を反映させた地図、農振農用地を色付けした地図、担い手である認定農業者さんが耕作されている地図、これらをもって目標地図の素案とし、農林課の方へ提出したいと思います。

それを含めた地域計画の作成については農林課が主体になって行うものなのですが、それがどの程度進んでいるかについては、我々の方で情報を掴んでおりません。次回の総会までに分かることがありましたら、そこでお話したいと思います。

議長

片桐委員、よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。関井局長。

関井局長

本日の作業料金作成部会については、予定が押して申し訳ないのですが、12時50分から行いたいと思います。また、部会終了後13時30分から作業料金作成委員会を開催いたしますので、あわせてお願いいたします。

議長

他に何かございますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会は終了させていただきます。

(11時45分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 7年 1月 27日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

山 崎 輝 代

会 議 録 署 名 委 員

高 橋 宏
